

不服申立て事案答申第 305 号

不服申立て事案諮問第 352 号

件名：根拠となる文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 7 年 3 月 26 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 4 月 9 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(7) 保有個人情報開示請求の受理

令和 7 年 3 月 26 日、審査請求人は愛知県警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、

令和 5 年 10 月 26 日付け交指発第 4343 号行政文書一部開示決定通知書について、令和 7 年 3 月 14 日 B 署 A 警務課長によると

①私が入手した文書は正規に入手した文書ではない

②開示した文書はなん百枚と膨大であった

とのこと。

しかし私は 10 円を支払い正規に入手した。

また 10 数枚の資料であったとの記憶である。

そこで

①②の内容についてその根拠となる文書
及び

③令和 5 年 11 月～令和 6 年 3 月の現金出納簿

④令和 5 年 11 月～令和 6 年 3 月の領収書の控
(請求日現在 B 署で保管のもの)

と記載されていた(以下、この開示請求のうち、①及び②の請求内容を「本件開示請求」という。)

(イ) 本件開示請求に係る保有個人情報の調査

本件請求対象保有個人情報について調査を行ったところ、令和 7 年 3 月 14 日に B 警察署警務課長が審査請求人に対応した際の、審査請求人が言う「①②の内容についてその根拠となる文書」は作成されていないことを確認した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件請求対象保有個人情報を保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、本件開示請求以外の請求内容については、本件処分とは別に処分を決定している。

イ 本件処分の理由

法第 82 条第 2 項では、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときとして「開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む」と規定されている。

本件請求対象保有個人情報については、ア(イ)のとおり、作成されていないため、存在していないものである。

よって、本件処分は、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件請求対象保有個人情報が不存在であるはずがない旨主張している。

しかしながら、上述のとおり、B 署においては、本件請求対象保有個人情報は作成されておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、B 警察署警務課長が審査請求人に対応した際に当該警務課長が発言した内容についての根拠が記載された文書に記載された保有個人情報である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、令和 7 年 3 月 14 日に A 警務課長が審査請求人に対応した際の、審査請求人が言う「①②の内容についてその根拠となる文書」は作成されていないとのことである。

そこで、当審議会において処分庁から提出された、B 警察署警務課長が作成した令和 7 年 3 月 14 日付けの対応状況報告を確認したところ、当該警務課長が、何かしらの文書を引用するなどして発言していると認められる記載は認められなかった。

これらを踏まえ当審議会で検討したところ、本件請求対象保有個人情報の存在が推認される事情は認められないことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

令和 5 年 10 月 26 日付け交指発第 4343 号行政文書一部開示決定通知書について、令和 7 年 3 月 14 日 B 署 A 課長によると

①私が入手した文書は正規に入手した文書ではない

②開示した文書はなん百枚と膨大であったとのこと。しかし私は 10 円を支払い正規に入手した。また 10 数枚の資料であったとの記憶である。

そこで①②の内容についてその根拠となる文書

(請求日現在、B 署で保管のもの)

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 8 . 1 4	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 5 . 2 5 (第 261 回審議会)	審議
8 . 6 . 2 2 (第 262 回審議会)	審議
8 . 7 . 2 8	答申